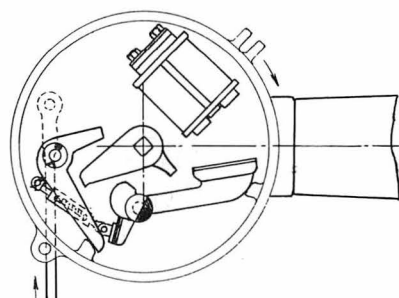
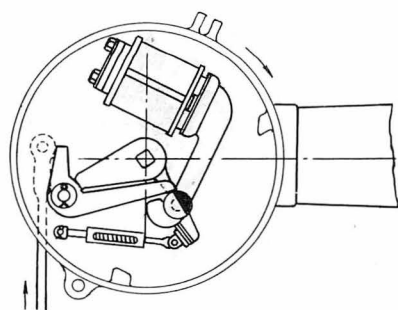
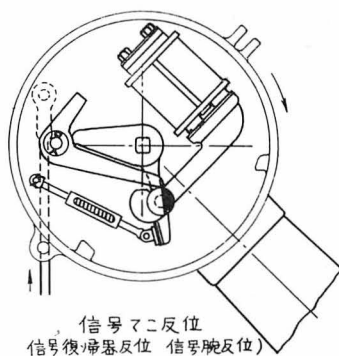
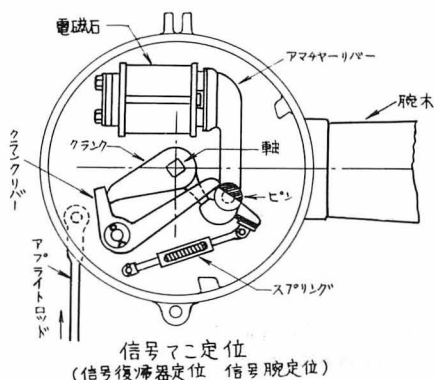


信号復帰器動作 (本文前ページ)



2 取扱品種 取扱品種については戦前は主食、味噌、醤油、燃料などの主要品を主とし、資金その他に余裕がある場合に雑貨その他を取扱っていた。その後戦時中統制経済により取扱品種が制限されたが、今日では主食(配給機関として取扱う)、各種燃料、味噌、醤油、砂糖、食品類、繊維品、薬品、化粧品、履物類等の各品種にわたってその取扱を行っている。

3 物資の仕入 物資の仕入については、原則として本部または支部の管理者がこれにあたるのであるが、事業所長も生菓子、その他の食品などの本部または支部が直接仕入できないもの、または託送に不便なものは例外として仕入することができる。

4 物資の配給 配給の方法は店舗渡しと、木炭その他の燃料などの配達扱であるが、辺りな地方では配給車をもって巡回配給もし、その物資代金は現金扱と、伝票により翌月の給料から差引する後払扱との2種であるが、高額な特殊品については月賦配給の制度を認めている。(河村秀夫)

ぶっぴんうんそう 物品運送 物品をある場所から他の場所へ運送することをいい、旅客運送とともに運送の2大分野を形成している。その特質としては ① 物品は他動的であって物品の受取・保管・引渡等のような複雑な関係を生ずる ② 物品は片道運送を原則とする。等をあげることができる。

物品運送は鉄道・自動車・海上・航空いずれの運輸機関についても行われる。通常は営業として行われ、商法上は陸上運送(第570条以下)と海上運送(第737条以下)とに分けて規定され、陸上運送に関しては、主として運送人の権利・運送人の義務・相次運送に関する特則・貨物引換証等について規定されており、また海上運送に関しては、主として物品運送契約(用船契約および簡品運送契約)の成立・内容・終了・再運送契約および通

し運送契約に関する特則、ならびに船荷証券等について規定されている。

物品運送は通常運送人が委託者に対し、その保管の下に物品を運送することを引受ける契約にもとづいて行われる。物品運送契約は請負契約の1種に属するが、完成されるべき仕事が物の場所的移動である点にその特色がある。この契約は大量的取引として定型化され、付合契約の形式をとるのが普通であり、鉄道その他多くの陸上運送業者は、原則としてこの契約の締結を強制され、また運送条件の公示義務を課せられている(鉄道営業法第3・6条、道路運送法第13・15条)。契約の当事者は運送人とこれに運送を委託する者すな

わち荷送人である。

鉄道における物品運送はいわゆる貨物運送が主であるが、他に旅客列車で輸送される小荷物運送も行われている。鉄道の物品運送に関しては、鉄道営業法および、同法の委任にもとづく鉄道運輸規程あるいは国有鉄道運賃法などの法令が制定されている。これらは商法および民法に優先して適用される特別法令である。また貨物運送規則、旅客および荷物運送規則は国鉄が公示の形式をもって定めた運送規則であって、対外関係においては鉄道運送契約の約款としての性質を有するとともに、対内関係においては関係従事員に対する総裁の発した職務命令としての性質を有している。そのほかにも鉄道物品運送に関して法令・規則類が多く定められている。

なお通信運送すなわち信書の運送も性質上は物品運送に属するともいえるが、わが国ではこれは国家の独占にかけ私人の経営を許さず、その利用関係も公法関係と解すべきであり、これには一般の運送法規は適用されない。

→運送契約。運送人の権利。運送人の義務。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業。石井照久著 改訂商法(商行為法海商法)。(菱谷昭勇)

ぶっぴんのかいけいきかん 物品の会計機関(国鉄の) 国鉄における物品の会計をつかさどる機関は、物品出納長、物品出納役および物品出納員をもって構成されている。

1 物品出納長 物品の会計機関中命令系統に属する機関であって、物品の出納事務について自己に所属する物品出納役に対して、任命権を行使する権限を総裁から与えられている者をいう。任命形式については、鉄道物品事務規程(以下事務規程という)の別表第1号表の備考の定めるところによれば、同表の物品出納長らんに掲げられている職にある者は、所属物品出納